

大規模災害時等における連合会ならびに静岡県内商工会議所の相互協力に関する連携協定書

(一社)静岡県商工会議所連合会(以下、「連合会」という)と、連合会を構成する浜松商工会議所、磐田商工会議所、袋井商工会議所、掛川商工会議所、島田商工会議所、藤枝商工会議所、焼津商工会議所、静岡商工会議所、富士商工会議所、富士宮商工会議所、沼津商工会議所、三島商工会議所、熱海商工会議所、伊東商工会議所、下田商工会議所(以下、「県内連携商工会議所」という)は、大規模災害時等における事業継続について相互に協力を行うため、以下の内容により連携協定を結ぶ。

(目的)

第1条 本協定は災害対策基本法第2条第1項に定める災害及び原子力災害対策特別措置法第2条第1項に定める原子力災害及び感染症により被害を受けた商工会議所(以下、「被災商工会議所」という)の事業継続に資するため、県内連携商工会議所間において相互に協力し、連携して支援を行うことを目的とする。

(情報共有)

第2条 連合会は、本協定に基づく相互協力・支援を円滑に遂行するため、専務理事・事務局長会議において必要に応じて意見・情報交換を行うとともに、次の各号に定める情報を集約し、県内連携商工会議所間での共有を図る。

- (1) 各商工会議所の緊急連絡窓口ならびに連絡先
- (2) その他連携及び支援に必要な情報
- 2 県内連携商工会議所は、前項の情報に関して、各商工会議所において変更が生じた場合は、速やかに連合会に報告し、連合会は県内連携商工会議所間での共有を図る。

(相互協力・支援の内容)

- 第3条 相互協力・支援の内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 被災商工会議所への物資の提供、貸与、贈与
 - (2) 被災商工会議所向けの窓口、会議室、執務室等の代替場所の提供
 - (3) 被災商工会議所の事業継続に必要となる応援職員の派遣
 - (4) その他被災商工会議所からの要請により、連合会と県内連携商工会議所間での協議にて適当と認める事項

(相互協力・支援の実施)

- 第4条 被災商工会議所は、連合会に対し、書面または電子メール等の手段によって、被災状況ならびに必要な支援内容とその期間等を連絡する。
- 2 連合会は、被災商工会議所からの要請内容に基づき、県内連携商工会議所と調整の上、支援を行う商工会議所を選定し、当該商工会議所の責任と管理のもとで支援を実施する。
 - 3 連合会が被害を受けた場合は、定款第15条(招集)に準じ、連合会の会員総会に係る招集権を有し、かつ被災していない正・副会長商工会議所が、その順位により連合会の役割を担う。

(経費負担)

第5条 支援により生じる経費は、原則として支援を実施する商工会議所が負担する。ただし、被災商工会議所と支援を実施する商工会議所における協議により別に定めた場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第6条 本協定に基づく協力・支援を通じて知り得た相手方の秘密情報を、価値ある財産として相互に遵守し、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示または漏洩してはならない。また、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の年度の末日までとする。ただし、年度は4月1日から翌年の3月31日までとするが、期間満了の3ヶ月前までに、連合会ならびに県内連携商工会議所のいずれからも書面による協定解除の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(定めのない事項)

第8条 本協定に定めのない事項で対応が必要な事項が生じた場合、また、本協定締結後の条文等の改廃に関しては、連合会における専務理事・事務局長会議において協議の上、必要な措置をとる。

本協定の締結を証するため協定書16通を作成し、各1通を保有する。

令和4年6月22日

一般社団法人静岡県商工会議所連合会
会長 酒井公夫

静岡商工会議所
会頭 酒井公夫

浜松商工会議所
会頭 斉藤 薫

富士商工会議所
会頭 牧田 一郎

磐田商工会議所
会頭 鈴木 裕司

富士宮商工会議所
会頭 河原崎 信幸

袋井商工会議所
会頭 水谷 欣志

沼津商工会議所
会頭 紅野 正裕

掛川商工会議所
会頭 藤田 哲男

三島商工会議所
会頭 石渡 浩二

島田商工会議所
会頭 大久保 節夫

熱海商工会議所
会頭 内田 進

藤枝商工会議所
会頭 山田 壽久

伊東商工会議所
会頭 杉本 正人

焼津商工会議所
会頭 小原 照光

下田商工会議所
会頭 田中 豊